

議事日程第6号

令和5年7月4日(火)

第1 議案上程(議案第39号から第46号まで)

委員長報告(総務、教育厚生、産業建設、予算特別)

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議案上程(議案第47号から第66号まで)

提案理由の説明(市長)、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程(議会案第13号及び第14号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

出席議員(16人)

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 吉田清孝 | 2番 古仲清尚 | 3番 鈴木元章 |
| 4番 安田健次郎 | 5番 吉田洋平 | 6番 蓬田司 |
| 7番 船木正博 | 8番 佐藤誠 | 9番 畠山富勝 |
| 10番 進藤優子 | 11番 笹川圭光 | 12番 太田穰 |
| 13番 三浦利通 | 14番 小野肇 | 15番 田井博之 |
| 16番 小松穂積 | | |

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

| | |
|-------|------|
| 事務局長 | 沼田弘史 |
| 副事務局長 | 清水幸子 |
| 主席主査 | 中川祐司 |
| 主事 | 菅原優美 |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|----------------------|--------------------------|-------------------|----------|
| 市長 | 菅原 広二 | 副市長 | 佐藤 博 |
| 教育長 | 鈴木 雅彦 | 監査委員 | 鈴木 誠 |
| 総務企画部長 | 鈴木 健 | 地域づくり推進監 兼 防災監 | 八端 隆公 |
| 市民福祉部長 | 佐藤 孝悦 | 観光文化スポーツ部長 | 佐藤 雅博 |
| エネルギー推進監 兼商工港湾振興監 | 杉本 一也 | 産業建設部長 | 湊 智志 |
| 建設技監 | 佐藤 透 | 企業局長 | 田村 力 |
| 企画政策課長 | 高桑 淳 | 総務課長 | 平塚 敦子 |
| 財政課長 | 天野 秀一 | 福祉課長 | 北嶋 三世 |
| 観光課長 | (エネルギー推進監 兼商工港湾振興監併任) | 農林水産課長 | 夏井 大助 |
| 建設課長 | 三浦 昇 | 病院事務局長 | 原田 徹 |
| 会計管理者 | 湊 留美子 | 教育総務課長 | 村井 千鶴子 |
| 学校教育課長 | 笹 渕 美穂 | 選管事務局長 | (総務課長併任) |
| 監査事務局長 | 目黒 一人 | 農委事務局長 | 船木 聖徳 |
| 企業局管理課長 | 畠山 隆之 | ガス上下水道課長 | 薄田 修一 |

午後 2時02分 開 議

○議長（小松穂積） これより本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第6号をもって進めます。

日程第1 議案第39号から第46号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第1、議案第39号から議案第46号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に、総務委員長の報告を求めます。9番畠山富勝委員長

【総務委員長 畠山富勝 登壇】

○総務委員長（畠山富勝） 総務委員会に付託になりました議案第39号について、審査の経過と結果を御報告いたします。

議案第39号男鹿市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、新型コロナウイルス感染症の感染症上の位置づけが、本年5月8日より5類感染症に移行されたことから、一般職の国家公務員に準じ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当として、1日につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める額の支給を行っていた特例を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、特例廃止の考え方について質疑があり、当局から、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員については、感染リスクに加え、厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で、平常時では想定されないような業務に当たるといふ、精神的緊張なども認められることから、感染症防疫作業に従事する職員に対し特例として措置されていた。しかしながら感染症の危険性が低くなったと判断され、5類感染症に移行されたことから、特例を設ける必要性もなくなるため、特例を廃止するものである。との答弁がありました。

第2点として、委員より、特殊勤務手当の支給対象作業等について質疑があり、当

局から、支給対象作業は、一つ、感染症患者に接して行う業務、二つ、感染症の病原体が付着し、又は付着しているおそれがある建物、車両の消毒その他処理業務、三つ、男鹿みなと市民病院内において行う感染症患者又はその疑いのある者に対する診療、治療、看護等の3項目があり、これらの支給実績として、建物の消毒作業では1万8,000円、男鹿みなと市民病院の診療、治療、看護等では、令和3年度1,617万円、令和4年度2,256万3,000円、令和5年度5月までは225万9,000円である。との答弁がありました。

第3点として、委員より、昨今、全国的に新型コロナウイルス感染者数が微増傾向にあり、第9波が始まっている可能性があるが、このタイミングで特例を廃止する考えについて質疑があり、当局から、国や県内の他自治体病院においては、5類に移行となった5月8日のタイミングで特例支給を廃止している。本市においては特例を定めた際に議会の議決を得ており、廃止に当たっても同じ考えのもと、上程したものである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案について異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で総務委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、教育厚生委員長の報告を求めます。10番進藤優子委員長

【教育厚生委員長 進藤優子 登壇】

○教育厚生委員長（進藤優子） 教育厚生委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第42号船越こども園新築工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、船越こども園新築工事請負について、令和5年5月31日に条件付き一般競争入札を執行した結果、男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2、沢木組・藤田建設特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社沢木組、代表取締役沢木則明が18億5,130万円で落札したので、本契約を締結するものであります。

本案について、一つとして、委員より、20か月という長い工期に係る市の管理体制について質疑があり、当局から、建設課との連携、さらには技術的な面を補う建設技監との協力体制により、適切に管理してまいりたい。との答弁がありました。

さらに委員より、周囲の環境を考慮した安全・安心な保育環境の整備について質疑

があり、当局から、船越こども園は建物全体でセキュリティが働く配置となっている。さらに、敷地の周囲を一部駐車場への出入口を除き、フェンスや植栽、生垣、車の出入り防止のための地先境界ブロック等で囲うことで、安全性を確保するものである。との答弁がありました。

二つとして、委員より、急激な価格高騰等によるスライド条項の適用の可能性について質疑があり、当局から、昨今適用対象となっているインフレスライド条項では、おおむね1割以上の価格高騰から協議の対象となっており、業者から申請された場合、適用可否について都度協議を行うこととなる。木材単価は高止まりが続いており、さらには働き方改革などによる人件費の高騰に見通しが立っていないのが現況であるが、たとえ適用した場合であっても、本契約額から3割あるいは4割もの増額は想定していない。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第43号男鹿市斎場大規模改修工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、男鹿市斎場大規模改修工事請負について、令和5年5月31日に条件付き一般競争入札を執行した結果、男鹿市船川港船川字新浜町54番地、三和興業株式会社、代表取締役武田昭彦が2億8,952万円で落札したため、本契約を締結するもので、当局から、最終設計に係る変更点として、以前に委員から指摘のあったトイレの戸開きについては、緊急時に外開きが可能な仕様への変更とし、さらに手洗い場を自動水洗とした。との説明がありました。

本案について、委員より、携帯電話の不感対策について質疑があり、当局から、民間の通信事業者に対しては引き続き整備に向けた働きかけを行っているものの難しいと感じており、改修工事に際し、Wi-Fi設備を導入するものである。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第44号船越小学校大規模改修工事請負契約の締結についてであります。

本議案は、船越小学校大規模改修工事請負について、令和5年5月31日に条件付き一般競争入札を執行した結果、男鹿市船川港船川字海岸通り2号6番地2、沢木組・天喜建設・清水組特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社沢木組、代表取締役沢木則明が13億3,100万円で落札したもので、本契約を締結するものであります。

本案について、委員より、学校生活に支障がないよう、どのように工事を進めていくのか。との質疑があり、当局から、事業発注段階で設計者と工程表を確認している。施工に際しては、授業を行う区域と工事区域とを完全に区切ることによって、子どもたちの安全を確保した上で進めていく。との答弁がありました。

さらに委員より、工事進捗状況等における市の管理体制について質疑があり、当局から、建設課と連携し、現場に足を運びながら安全管理や進捗状況を確認するなど丁寧に進めていく。改修後には、良好な環境で子どもたちが充実した学習活動を展開し、地域の方々にとってはこれまで以上に親しみが増す学校を目指してまいりたい。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、産業建設委員長の報告を求めます。3番鈴木元章委員長

【産業建設委員長 鈴木元章 登壇】

○産業建設委員長（鈴木元章） 産業建設委員会に付託になりました議案について、審査の経過と結果を御報告いたします。

初めに、議案第40号男鹿市加茂地区ガス供給条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、エネルギー価格高騰の影響を受けるLPガス使用者の負担を軽減することを目的に、LPガス価格高騰対策緊急支援事業によるガス料金の値引きを行うため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について、第1点として、委員より、先行して実施している都市ガスを対象とした「ガス価格激変緩和対策事業」との関連性について質疑があり、当局から、都市ガスについては、国の物価高対策の一つとして本年2月から10月検針分までの料金

を対象とし、9月検針分まではガス使用量1立法メートル当たり30円を、10月検針分については半額の15円を値引くものである。都市ガス料金の上昇分を緩和する際、プロパンガスが対象外とされた要因は、LNGの価格上昇に比べ、プロパンガスの価格がそれほど伸びていないという背景があったところであるが、その後、国では、令和5年3月に決定した地方創生臨時交付金の使用に関して、地方公共団体に対し、コミュニティガスを含むプロパンガスに特化した負担軽減策を講ずるよう周知を図り、このたびは秋田県でもプロパンガス利用者の支援策を講ずることとしたものである。これは、プロパンガスの利用世帯が6割を占める本県の実情を鑑み、都市ガス利用者との公平性を図るためと捉えている。プロパンガスの値引きについては、7月から9月までの使用料3か月分を予定しているところであるが、都市ガスが9か月にわたって値引きを実施している現状を踏まえ、令和5年2月分と令和4年2月分のガス料金を比較し、その上昇分に9か月を乗じて算出した額3,000円を、3か月に分けて1,000円ずつ支援する形で制度設計されている。との答弁がありました。

第2点として、委員より、今後の事業継続の見込みについて質疑があり、当局から、プロパンガス及び都市ガスともに、現在のところ、10月以降の制度延長等に係る方向性については示されていない。との答弁がありました。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第45号市道の廃止について及び議案第46号市道の認定についてであります。

本2議案は、開発行為に伴い、内子27号線など2路線、延長189メートルの市道を廃止するとともに、内子41号線など3路線、延長287メートルの市道を認定するものであり、一括上程、一括審査したものであります。

本2議案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番太田穰委員長

【予算特別委員長 太田穰 登壇】

○予算特別委員長（太田穰） 予算特別委員会に付託されました議案第41号令和5年

度男鹿市一般会計補正予算（第3号）に係る審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る6月23日及び26日に開会し、予算について補足説明を受け、質疑を行いました。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみ御報告申し上げます。

第1点として、学校給食費完全無償化事業についてであります。

一つとして、今回、補正予算において事業化し、予算を計上することとした経緯について。

二つとして、来年度以降、本事業の継続に向けた予算措置や財源などの考え方について。

第2点として、船越こども園が開園した後に、子どものいる家族連れが休日に遊び場を利用することに対する検討の有無について。また、こども園のPRや建設工事の進捗状況等の情報発信に対する考え方について。

第3点として、保育園等完全米飯給食事業に係るコメの産地及び調達方法について、及び事業名称中の「完全」という文言の意図について。

第4点として、「温浴ランドおが」及び「夕陽温泉WAO」を整備した当初の目的や、指定管理者の施設運営に係る取組状況について。

第5点として、敬老会の在り方に係る、各地域での開催に当たり名簿等、個人情報の取扱いに対する考え方、及び77歳以上の方を対象としている理由について。

第6点として、子育て環境日本一を掲げる中で、市のこれまでの総合計画等の各種計画に基づく政策との整合性等に対する考え方について。

第7点として、行政改革と人事異動に当たり、これまで定数削減等を進めてきた中で、部長級など管理職職員が増加したことや、職員配置の進め方などへの考え方について。

第8点として、男鹿市地域農業振興ビジョンは、「産地づくり」、「法人化」、「ほ場整備」をキーワードに策定されたものであるが、今後、農業産出額等を増やすための具体的な戦略や、関係機関との連携体制の構築に対する考え方について。

第9点として、農業委員会に対し、市が期待することや農業委員の定数及び報酬額

の見直しにかかる考え方、農業委員会等に関する法律に基づいた建議等の実績の有無について。

第10点として、人口減少や少子高齢化への対策については、これまで様々な施策を行ってきたところであるが、現状に対する認識と今後の取組について。

第11点として、あきたの魅力ある水田農業確立対策事業及び園芸経営生産性向上支援事業、並びに漁業経営継続緊急支援事業に係る概要や予算計上に至るまでの経緯について。などの質疑に対し、当局からそれぞれ答弁がありました。

各分科会とも全ての審査を終了しましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

なお、各分科会委員長報告に対しての質疑の後、さらに市長に対し質疑があり、第1点として、男鹿みなと市民病院における現在の新型コロナウイルス感染症の感染者受入れに係る現状等について。

第2点として、子育て環境日本一を掲げ、取り組んでいくこととした市長の理念について。

第3点として、地域おこし協力隊インターン事業で活動する方々に男鹿市に来てよかったと思ってもらえるような環境づくり等への考え方について質疑がありましたことを御報告申し上げます。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第41号については、起立による採決の結果、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（小松穂積） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は通告がありませんので、終結いたします。

初めに、議案第41号についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小松穂積) 起立多数であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号及び第40号並びに議案第42号から第46号までを一括して採決いたします。本7件に対する委員長の報告は可決であります。本7件は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第39号及び第40号並びに議案第42号から第46号までは、原案のとおり可決されました。

日程追加の件

○議長(小松穂積) 次に、お諮りいたします。ただいま議案第47号から第66号までが提出されました。この際、本20件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、本20件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議案第47号から第66号までを一括上程

○議長(小松穂積) 日程第2、議案第47号から第66号までを一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第47号 教育委員会委員の任命について

議案第48号 農業委員会委員の任命について

議案第49号 農業委員会委員の任命について

議案第50号 農業委員会委員の任命について

議案第51号 農業委員会委員の任命について

議案第 5 2 号 農業委員会委員の任命について
議案第 5 3 号 農業委員会委員の任命について
議案第 5 4 号 農業委員会委員の任命について
議案第 5 5 号 農業委員会委員の任命について
議案第 5 6 号 農業委員会委員の任命について
議案第 5 7 号 農業委員会委員の任命について
議案第 5 8 号 農業委員会委員の任命について
議案第 5 9 号 農業委員会委員の任命について
議案第 6 0 号 農業委員会委員の任命について
議案第 6 1 号 農業委員会委員の任命について
議案第 6 2 号 農業委員会委員の任命について
議案第 6 3 号 農業委員会委員の任命について
議案第 6 4 号 農業委員会委員の任命について
議案第 6 5 号 農業委員会委員の任命について
議案第 6 6 号 農業委員会委員の任命について

○議長（小松穂積） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました人事案件 20 件について、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第 47 号は、本市教育委員会委員の目黒重光氏が本年 3 月 31 日をもって辞職されたことに伴い、新たに古仲宗雲氏を委員に任命したいというものであります。

次に、議案第 48 号から議案第 66 号の 19 件は、本市農業委員会委員が本年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、議案にお示ししている各氏を任命したいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本20件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本20件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

初めに、議案第47号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。古仲宗雲氏の教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号については、同意することに決しました。

次に、議案第48号から第66号までを一括して採決いたします。本19件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号から第66号までについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程追加の件

○議長（小松穂積） 次に、お諮りいたします。ただいま議会案第13号及び第14号が提出されました。この際、本2件を日程に追加し、一括して議題といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本2件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第3 議案第13号及び第14号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議案第13号地方財政の充実・強化を求める意見書及び議案第14号少人数学級の実現及び教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本2件については、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、本2件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第13号並びに第14号を一括して採決いたします。本2件については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号及び第14号は、原案のとおり可決されました。

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもつ

て増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。

- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。
- 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和5年7月4日

秋田県男鹿市議会

議長 小松穂積

| | | |
|-------------------------|------|---|
| 衆議院議長 | 細田博之 | 殿 |
| 参議院議長 | 尾辻秀久 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄 | 殿 |
| 財務大臣 | 鈴木俊一 | 殿 |
| 総務大臣 | 松本剛明 | 殿 |
| 厚生労働大臣 | 加藤勝信 | 殿 |
| 国土交通大臣 | 斉藤鉄夫 | 殿 |
| デジタル大臣 | 河野太郎 | 殿 |
| 農林水産大臣 | 野村哲郎 | 殿 |
| 内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画） | 小倉将信 | 殿 |

少人数学級の実現及び教職員定数の改善並びに
義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

2021年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施に加え、きめ細かい教育活動を進めるためにはさらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加

配の削減は行わないこと。

- 4 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲をもって働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、すべての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 6 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

令和5年7月4日

秋田県男鹿市議会

議長 小松 穂 積

| | | |
|--------|------|---|
| 衆議院議長 | 細田博之 | 殿 |
| 参議院議長 | 尾辻秀久 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 岸田文雄 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 永岡桂子 | 様 |
| 財務大臣 | 鈴木俊一 | 殿 |
| 総務大臣 | 松本剛明 | 殿 |

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて6月定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後 2時32分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 小 松 穂 積

議 員 田 井 博 之

議 員 吉 田 清 孝